

寒河江市まちづくり寄附に係る特産品等の選定に関する基準

(趣旨)

第1条 この基準は、寒河江市まちづくり寄附推進事業実施要綱（以下、「要綱」という。）第3条の規定により、寄附者に贈呈する地元特産品等（以下「特産品等」という。）の選定にあたり、必要な基準を定めるものとする。

(特産品等の要件)

第2条 特産品等は、市内に本社又は主たる事業所（工場等を含む。）を有する法人その他の団体又は個人事業者等が取り扱う商品（サービスを含む。）で、次の各号の要件を満たすものでなければならない。

- (1) 市内で採取、生産若しくは製造若しくは加工されたもの、又は体験することができるものであること。
- (2) 市内で販売又は提供されているものであること。
- (3) 品質及び数量の面において、安定的な供給又は提供が見込めること。ただし季節商品などの期間限定のものは提供期間内の安定供給が見込めれば要件を満たすものとする。
- (4) 公序良俗に反したものでないこと。

2 市長は、特別の理由があると認められる場合は、前項の規定にかかわらず、出品を認めることができる。

(特産品等の見直しの時期)

第3条 市長は、特産品等の追加、変更等について、随時行うものとする。

附則

この基準は、平成27年4月1日から施行する。